

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会 運営内規

(名称と性格)

- 第1条 本会は住民参加型福祉サービス団体全国連絡会（略称「住民サービス連絡会」）と称し、全国の住民参加型在宅福祉サービス団体により構成する。
2. 本会の事務所は、社会福祉法人全国社会福祉協議会内におく。

(目的と事業)

- 第2条 本会は、ホームヘルプサービスを中心とした住民参加型サービスの、地域住民のニーズに対応した供給のあり方、各団体共通の諸課題の解決を図るための、団体間の情報交換、研究等を目的として、以下の事業を行う。
- (1) 「住民参加型在宅福祉サービス全国研究セミナー」の開催（年1回開催）
- (2) 機関紙の発行（年2回以上）
- (3) その他必要な事業

(会員・会費)

- 第3条 本会の会員は、住民参加型在宅福祉サービスを実施する以下の団体とする。
- (1) 住民互助型団体
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 行政関与型団体
- (4) 協同組合（生活協同組合等）
- (5) 社会福祉施設
- (6) その他
2. 会費は、総会に諮り、別に定めるものとする。

(総会)

- 第4条 本会は、年1回（住民参加型在宅福祉サービス全国セミナー）の開催時に、前条の会員による会員総会を開

催し、連絡会の運営に関する事項を決定する。

(役員)

- 第5条 本会を運営するために、会員を代表する幹事をおく。
2. 幹事は以下により選出し、幹事会を構成する。
- (1) 各都道府県・指定都市単位に、第3条の会員の互選による幹事：2名
- ただし、同幹事が次項の役員に選出された場合は、幹事を補充することができる。
- (2) (1)により選出された幹事会によって推薦された有識者幹事（学識経験者、全国団体の代表等）：若干名
3. 幹事会に、以下の役員をおき、幹事会で互選する。
- (1) 代表幹事（1名）
- (2) 副代表幹事（若干名）
- (3) 会計監査（2名）
4. 役員任期は2年とし、その再任を妨げない。

(幹事会)

- 第6条 幹事会は、年1回以上必要に応じて開催し、以下の事業を執行する。
- (1) 各団体間共通課題の研究及び課題解決の活動
- (2) 「全国研究セミナー」の企画
- (3) その他
- (付則) 平成2年2月16日施行
平成11年3月4日一部改正
平成18年2月22日一部改正
同日施行